

開会（11：23）

- 鈴木浩己委員長 予算決算審査特別委員会に引き続き、御苦労さまです。
ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。
それでは、これより議案の審査を行います。
当委員会に付託されました案件は、全部で6件であります。審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、上下水道部、経済部、都市政策部、建設部として進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 鈴木浩己委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することといたします。
それでは、上下水道部所管の議案から順次審査に入ります。
議第71号「令和3年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。
当局に対しまして、質疑・意見のある委員は御発言願います。
- 青島悦世委員 歳出のほうのし尿処理事業費のバキューム車の管理費で、説明では燃料費の単価の上昇した話をしましたが、参考に基準となったところを教えてくださいか。
- 天野勝義下水道課長 ただいまの青島委員の御質疑にお答えいたします。
バキューム車管理費なんですけれども、主なものといたしまして、軽油の燃料費が上がったことでございます。当初予算では1リッター当たり114円で予算要求しておりましたが、今回、1リッター当たり134円で算出をいたしました。その関係が増額の主なものでございます。
以上でございます。
- 青島悦世委員 了解。
- 河合一也副委員長 私も同じことがちょっと気になったんですけど、当初の予算を組むときに規定はあるんですか。この時期のこの金額で予算を組むという、それを教えてもらいたいと思います。
- 天野勝義下水道課長 市の油脂類の基本は、出納室のほうで決めております。ですので、1年前の令和3年度の当初予算編成のときには、出納室のほうから油脂類の金額はこの金額で要求するという通知が出まして、それで要求をさせていただきました。今回、補正に当たりましては、同じように出納室のほうから、軽油等の金額について、昨今の市場の動向をにらんで単価の改正をしたので、この単価改正で予算要求するというので、出納のほうから通知がございました。その通知に基づいて、予算要求をさせていただきました。
以上です。
- 河合一也副委員長 出納室のほうで持っている基準というのは把握されていないんですか。出納室から出たものをそのまま扱うということだけで、出納室では、何かの市場価格の値段の中で、特に前年度の平均だとか、何月のいつの時点のと決まりがあって指示

されると思うんですね。

- 天野勝義下水道課長 出納室のほうで、例えば今回の単価改正の基礎となりました通知は、10月28日に通知が出ておまして、そのときには、ハイオクガソリン、無鉛ガソリン、軽油、灯油ということで、古い単価から新単価にというふうに改正の通知が出ておりますけれども、当然出納室のほうでは、市場の単価のほうを勘案しながら、新しい役所の中でも統一の単価として決定しているというふうに理解しております。

以上です。

- 河合一也副委員長 伺ったら、勘案する、この勘案に基準があるのかなと思ってちょっと聞いたんですけど、それは特になくて、その年、その年の価格で決めると。
- 天野勝義下水道課長 基本的なルールがあるわけではなくて、いわゆる市場単価が大幅に変更になったときに適時出納のほうで通知を出しております。もう少し詳しく言いますと、今回の補正で10月28日に通知が出て、リッター当たり134円という単価が出ておりますが、その後も出納のほうで1か月後に通知が出ておまして、若干金額のほうも改正になっておりますので、市場の動向を出納室のほうで見ながら、適時通知を出してもらうという理解をしております。

以上です。

- 鈴木浩己委員長 ほかにございますか。
- 村松幸昌委員 今の関連としまして、バキューム車、直投をやったとすると、処理場が藤枝に行っていた分が、今度は大井川にばっかりになったとかという、そういうふうな変更があったのかどうなのかというのを教えてください。
- 天野勝義下水道課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

大井川の環境管理センター、新しい大環ができたことによりまして、これまでし尿処理の投入につきましては、新屋の中継槽のほうに一度持ってきたりもしたんですけども、市のくみ取りに関しましては、そのまま大井川環境管理センターのほうへ直投させていただいて、新屋中継槽のほうへ持ってきているのは、浄化槽の汚泥のほうの中継槽のほうに持ってきております。それは、浄化槽のほうの基数が増えているということもございまして、需要といたしましては、浄化槽のほうの需要が増えているということで、大環ができたことによるくみ取りの直投をすることで、効率のよい収集作業ができていくというふうに理解しております。

以上でございます。

- 村松幸昌委員 そこは了解しました。
- 今度、その下の基金積立金4,564万6,000円、この基金になる原資の内訳というのはどのようなのでしょうか、教えてください。
- 天野勝義下水道課長 基金のほうに入れる原資でございますけれども、こちらは歳入のほうで令和2年度のほうの決算によりまして、繰越金が確定をいたしました。その関係で歳入が増えております。当然、歳入歳出のほうを均等にする必要がございますので、歳入で増えた分を基金のほうに積み立てているというような内容でございますので、原資といたしましては、繰越金額が確定したことによるものが理由でございます。

以上でございます。

- 村松幸昌委員 そうすると、今、資料は一般会計からの繰入れがないんですってね。

○天野勝義下水道課長 一般会計の繰入れはございません。

以上です。

○村松幸昌委員 そうすると、一般会計へ繰り戻すことができないから、基金に積み立てるという考えでいいですか。

○天野勝義下水道課長 おっしゃるとおりです。

○村松幸昌委員 そうすると、基金というのは、やはり目的があって積立基金をたんとつくるんですから、そこの原点に戻って、目的というのをもう一度教えてください。

○天野勝義下水道課長 現時点で基金に積立しているものに関しましては、新屋の中継槽の改修に使用するというので積み立てております。

以上です。

○村松幸昌委員 安心しました。了解です。

○鈴木浩己委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 ほかにありませんので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第71号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で上下水道部所管の議案の審査は終了いたしました。上下水道部の皆様、御苦勞さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩いたします。

休憩(11:31～11:32)

○鈴木浩己委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

経済部所管の議案審査に入ります。

議第73号「令和3年度焼津市温泉事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

当局に対しまして、質疑・意見のある委員は御発言願います。

よろしいですか。

○秋山博子委員 歳入についてなんですけれども、温泉使用料がマイナスということで、これはやはり新型コロナウイルス感染症の影響による使用料の減ということではないでしょうか。

○相良康二観光交流課長 今の使用料の減なんですけれども、こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染症に伴いまして、施設のほうの利用客とか、宿泊客利用者が減

少したということで、至極な影響を受けているということで、減免させていただきました。それによるマイナスになります。

○秋山博子委員 了解です。

○鈴木浩己委員長 ほかに大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第73号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済部所管の議案の審査は終了いたしました。経済部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩いたします。

休憩(11:34～11:41)

○鈴木浩己委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

都市政策部所管の議案審査に入ります。

議第78号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

○鈴木浩己委員長 当局の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑・意見のある委員は御発言願います。

これ、あれですか。戸数によっては値上げになっちゃうというのもあるんですけども、これも法律で定められている手数料なんですか。

○高澤 清建築指導課長 手数料の金額の根拠なんですけれども、法律で定められているということではなくて、国のほうで人工等、それを算出していただいたものがございませぬ。それは県のほうで少し精査をする中で、この額が妥当だということで検討して、県内の各特定行政庁は県と合わせる形で、これが妥当だろうということで算出をしているところでございます。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第78号について、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第81号「焼津市都市公園指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

○鈴木浩己委員長 当局の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑・意見がある委員は御発言願います。

○河合一也副委員長 いろいろ教えてもらいたいことがあって、1つは、今までの管理者というのはどちらになるのか、教えてください。

○白石雅治都市整備課長 今回、公募者となっております焼津環境緑化事業協同組合でございます。

○河合一也副委員長 今回、申請が1つというんですけど、多分、この組合さん、市内のいろんな造園の事業者が全部集まっている、そういう組合なものですから、申請するのに対抗馬というのが出る可能性はない状況ということなんでしょうか。

○白石雅治都市整備課長 基本的には公募で行っておりますので、今回につきましては1者の申請があったということでございます。

○河合一也副委員長 過去には、例えば市外からも応募があったということよろしいでしょうか。

○白石雅治都市整備課長 前回のときに、他市の事業者のほうから応募があったということで聞いてございます。

以上でございます。

○河合一也副委員長 事業計画が出される中で、これだけの公園を、多分地区ごとで割るのか、組合での計画書のことでですから、直接どこまでやれるか分からないんですけど、分かる範囲で教えてもらいたいんですけど、例えば幾つの造園会社がどのように割っているのか、そうじゃなくて、全体を、こういう作業はこの人、こういう作業はと、作業ごとに分けているのか、地区ごとに分けているのかとか、そういったこととか、あと、年何回はやるとか、公園によってももちろん違うでしょうけれども、少し簡単でもいいので、教えてもらいたいと思います。お願いします。

○白石雅治都市整備課長 今回の指定管理につきましては、現在でも基本的には同じ条件になると思いますが、都市公園130何か所、今回、申請を公募した分については138ということでございますが、公園につきましては、公園緑化の組合のほうで、そこに職員、パトロールとか、修繕のときにパトロール員を常駐してございます。事務員補助をしてございまして、基本的には、そちらの職員の方が公園のパトロール、点検も行っているということでございます。例えば樹木の剪定等につきましては、恐らく緑化組合もそれ

ぞれのエリアごとによるのか、詳細は私どもでは把握してございませんが、それぞれ単位を決めて、事業を請ける中で調整しながらやっていただいているということでございます。

以上でございます。

○河合一也副委員長 その契約料のその後の人は、全部、組合にお任せするという事なんですね。

○白石雅治都市整備課長 そのとおりでございます。

○河合一也副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○秋山博子委員 ほぼ業者が、前はもう一者、たしかもう一団体というんですか、たしかあったということなんですけれども、平成19年からずっとこちらでやっていると思うんですね。そうですね。それなので。

○白石雅治都市整備課長 そうです。今回、申請があった団体が平成19年度から管理を受託してございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 なもんですから、やっぱり現実的に指定管理ですから、請負とは違うんですけれども、管理できるということは、なかなか難しいというのが現実だとは思っています。そういう中で、指定管理の契約を結んでいくということに当たって、特に留意していることというのがあれば教えてください。

○白石雅治都市整備課長 基本的には公募をかけてございますので、それぞれ管理する内容でございますとか、トイレの数でありますとか、便器の数でありますとか、詳細を管理仕様書等に定めながら実施してございますので、今回も1者でございましたが、基本的にはどちらの事業者様でも管理ができるような仕様書にはした中で公募をかけてございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 仕様書が前回と比べてこれが加わったとか、こういう変更があったということはあるんですか。

○白石雅治都市整備課長 前回と大きく変わったところでございますが、やはり情報の共有というのは、指定管理者と我々、公園を管理する所管課と情報の共有が今現在必要ですので、例えば今回の場合につきましては、常に指定管理者の持っている基礎データ、例えば要望の件数とか、例えば器具の破損など、そういうのがあった場合の箇所でありますとか、その辺を情報共有できるように、クラウド上でお互いに管理していくということの条件を付した中で、今回、公募をかけてございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 それから、先ほど私、ちょっとトータルで計算を間違えたので失礼したんですけれども、1平米当たりの管理の単価が、前は私の計算だと303円ぐらいだったと思うんですが、今回、330円ちょっとで、全国平均にすると、そんなに高くなくて、300円ぐらいのようなんですよね。とはいえ、330円という、前回と単価だけで見ると平米当たりの管理料がそういうふうに変わってきたというのは、そこにソフト的なものが入ったとか、人件費の問題だとか、資材のこととかあるんですけれども、どのように受け止めていいですか。

○白石雅治都市整備課長 都市公園の数が変わってきてございます。それと、今回の指定管理は、石津西公園ですね。市内一番大きい、4.2ヘクタールの石津西公園の指定管理も含まれてございますので、やはりそういった公園は毎日パトロールしたりして、安全確保したいものですから、人件費でパトロール員も1名追加をしまして、そういったものと物価上昇とかもあるかもしれませんが、そういったもろもろのものも増えまして、前回より若干単価が上がったということで認識してございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。

○杉崎辰行委員 緑化組合の入札、先ほど秋山委員のほうから、平成19年からという話があったんですけど、背景的なところをあまり言いたくないけれども、結果、その前の段階でもなかなか組合をつくって、これは何で組合をつくろうという経過があったわけですね。結局、市の仕事をやったりするのに単独で業者が焼津市内にたくさんあるところを、そのたびに選択していく大変さもあるものだから、組合組織にして、そこでやってくれませんかという、ちょっと随意的な話、村松委員とかは詳しいかもしれないけど。その段階のときには、組合に参加している人は少なく、だけれども、そのうちに手を挙げていつも組合にこの仕事は持っていかれるとなると、じゃ、組合に入ろうと行って、組合員がどんどん増えていったと思うんですよ。その中でちょっと聞きたいんですが、今、緑化というか、こういう庭仕事をやっている業者がここには何者ぐらい入って、組合員にいるのかということで、それと、単独でこの組合に属さないで、その事業をなさっているのは焼津市内でどれぐらいであるかというのは把握はどうなんですか。

○白石雅治都市整備課長 現在、令和4年度、今予定している業者、申請者は、協力業者でございますが、14者、こちらのほうに事業計画の中で連絡体制として報告してございます。それ以外の業者さん、造園業者さん、ありますが、そこにつきましては、指名の関係がございますので、私どもでは、あと残りの業者さんが、どういった業者がいるか把握できてございませんので、それにつきましては、確認して、また委員のほうにお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 今、それに別に問題があるというんじゃないくて、この組合に入っていないけれども自立してやっていけるよという企業があるということは、自立性の高い企業になるものだから、かえって、それはそれで大事にしてほしいなど、ほかの意味で。そういう面も同じ市内でやっている業者に対して目を配っていただけという意味で言いました。ありがとうございます。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。

○安竹克好委員 私もよく分かっていないものですから、そこは質疑なんですけど、緑化組合さんの公園の樹木の剪定とかというのは、どのぐらいの頻度でされているんでしょうか。

○白石雅治都市整備課長 樹木の剪定につきましては、基本的には木ですから自然樹形が一番いいわけでございますが、例えばですが、道路上に木が張り出してしまったりとか、子どもさんが遊ぶとき、大人の方でもそうですが、背丈に当たるときとか、そういうこ

とで、業者のほうが見ながら剪定をしているものですから、消毒とか、そういうものは年に2回か3回程度、発生状況とか、大体決めて、大体同様の時期にやっているかと思えますけど、年度によって若干差があると思えますけど、剪定を全て毎週やるかでは当然ございません。計画的にやっておりますが、そのときの緑化の樹木、支障の状況、その他総合的に考えながら、業者が予算の範囲内で剪定をしていくと、または消毒をしていく、そういう作業としております。

以上でございます。

○河合一也副委員長 今のことなんですけど、例えば地域の方がこの公園のこの枝が出ているので払ってほしいよというときに、例えば役所に連絡しますよね。そうすると、役所からここへ連絡すると思うんですけど、それは特にお金はかからないことになるわけですね、基本的には。

○白石雅治都市整備課長 樹木につきましては、御連絡いただければ指定管理者のほうで現地をまず確認をして、まず剪定する必要があるかどうか、当然確認をして、必要があれば剪定をしていくということでございますので、もしそういうことで、御近所の方から、地域の方からお話いただければ、私どもでも結構ですし、指定管理者に直接お電話していただいても構いませんので、現場の状況について、支障の状況に応じて剪定作業等をさせていただくということでございます。

○河合一也副委員長 契約料の中に入っているということでいいですね。ありがとうございます。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。
これより採決いたします。

議第81号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、当議案は可決すべきものと決しました。
以上をもちまして都市政策部所管の議案の審査を終了させていただきます。都市政策部の皆さん、御苦労さまでした。

休憩(12:01~12:58)

○鈴木浩己委員長 すみません。1分30秒早いですけど、皆さん、おそろいですので、始めさせていただきます。

それでは、建設部所管の議案審査に入ります。

議第74号「令和3年度焼津市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題いたします。

当局に対しまして、質疑・意見がある委員は御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 それでは、特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第74号について、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第76号「令和3年度焼津市港湾事業特別会計補正予算(第2号)案」を議題といたします。

当局に対しまして、質疑・意見のある委員は御発言願います。

○杉崎辰行委員 歳入のほうでお聞きしたいんですけども、港湾事業の雑入でマイナス121万6,000円の補正が入っております。大まか想像はできるんですが、内容についてお聞かせください。

○福與久信大井川港管理事務所長 8款1項1目雑入の関係については、これにつきましては、消費税の還付額が確定申告を行いまして、令和2年度分が確定しましたので、それに伴う消費税還付金が確定しましたので、その分、減額とさせていただいたものであります。

○杉崎辰行委員 了解です。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第76号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設部所管の議案の審査は終了いたしました。建設部の皆様、御苦労さまでした。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、建設経済常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会(13:01)